

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

特集 国鉄分割・民営化問題

III 分割・民営化と国鉄労働組合運動

12 国労方針の揺れと二つの国労大会

二つの国鉄改革法案

余剰人員をテコにした国鉄当局の労働組合対策は、労使共同宣言によって労使一体となって国労との対決へと向かっていった。また、政府は再建監理委員会の答申を具体化すべく、国鉄改革法案の作成を進めており、国労をとりまく環境は厳しさを増していった。

八六年一月二八日に二つの国鉄改革法案の骨子が発表された。一つは、政府・自民党の「最終答申」を具体化した法案であり、もう一つは、社会党の非分割・株式会社化を内容とする法案である。

社会党案の骨子は、(1)新会社は「日本鉄道株式会社」とし、全国ネットワークを維持する、(2)会社の株式の七割を国が保有し、国からの特別助成を事業の公共性によって受ける、(3)学識経験者・経済界・労働界・利用者代表などから成る経営委員会を設置し、経営の基本方針を決める、などとなっている。

総評は、二月五～六日の臨時大会において、社会党の「日本鉄道株式会社法案要綱」を「原点とし、院内多数派工作をおこなう」との方針を決めた。動労は総評臨時大会の場で、「社会党案を確認、より濃密なものにする」と発言し、国労の代議員は「社会党の法案は支持する」との意見を表明した。

国労はこの見解を三月一七～一八日の拡大中央委員会にはかった。中央委員会の方針案では、「社会党案が政府の国鉄解体法案を廃案に追いこむ目的をもって策定されたものとしてとらえ、これを支持する」と述べてあった。方針討論のなかで「同法案は基本的に国労の大会決定の方針と異なるところがあり、支持は路線転換だ」という反対意見もあり、激しい論議をよんだが、賛成多数で採択された。

この問題は、国鉄分割・民営化反対闘争の運動論上の対立も内包しており、社会党案不支持を主張する側は、執行部の総評・社会党ブロックの基軸の運動を批判し、「分割・民営反対で一致するすべての勢力を結集して共闘を広げ、国民的運動にしていくことで解体法案阻止は可能」と見通し、具体的には八六年二月二六日に結成された「国鉄の分割・民営化に反対する東京会議」の運動を評価する立場に立ち、いわば社共共闘路線の容認をせまったわけである。国労の中央委員会ではこの運動論を「大都市型の運動」(企画部長の総括答弁)と位置づけることで、国労の運動のなかに組みこむことを方針としたのであった。

三月三日、政府は国鉄改革法案を国会に提出し、四月一日に関連九法案のトップを切って希望退

職法の趣旨説明がおこなわれた。この法案の審議が先行し、五月一二日に成立した。五月二二日の国会閉会により他法案は継続審議となったが、臨時国会の召集、国会解散となったため廃案となり、選挙後の国会に再提出することとなった。衆参同日選挙は自民党の圧勝に終わり、国鉄改革法案の成立の可能性が強まる情勢となった。

国労の「大胆な妥協」路線と組合分裂

国労第四九回大会は、七月二二日から開催されたが、国労執行部は雇用と組織を守ることを最重点の目標とし、「この達成のためには大胆な妥協を含め戦術上の諸問題の決断を本部に一任してほしい」という方針を大会にかけた。大会では、発言者のほとんどが本部一任問題にふれ、激論がかわされた。賛成派の代議員は「雇用不安は極限」に達し、「暴走する車から命を守るため緊急避難は当然」との意見を述べ、反対派は「後退や妥協で雇用は守れない」「分割・民営化反対でたたかってこそ雇用も組織も守れる」と主張した。

大会では国労分裂を避けるため、つぎのような集約答弁で方針案を承認した。「雇用を確保し組織を維持するため、総評と密接な連携をとりながら、現実的に大胆な対応をしていく。この基本線に沿って対処するため大会は中央闘争委員会にその扱いを一任し、緊急・重要な課題の決定については、事前または事後に機関にはかることとする」。

衆参同日選挙後、自民党は中曽根総裁の続投を決め、九月一日に臨時国会を開会し、二五日に国鉄改革八法案再提出にともなう趣旨説明がおこなわれるとともに、同法案を集中審議するための特別委員会設置が可決された。かくして国鉄改革法案審議が本格化するにともない、国鉄当局の分割・民営に向けての準備態勢も強化されていった。国鉄当局は、法案再提出に先立つ、八月二七日に改革労協と第二次労使共同宣言を調印したが、それは新会社発足後も争議権の行使を自粛するという内容を含むものであった。なお、国労と当局との雇用安定協定は八五年一月三〇日に失効したままになっていた。

国労は、こうした状況のもとで、組合員の間広がってきた雇用不安を解消し、国労組織を守るため、九月二四日に中央闘争委員会を開いて「労使共同宣言」と雇用安定協定を結ぶ方針を決めようとした。だが、国労本部の動きに反対する組合員多数が国労会館に集まり、数十人が会議室に入ったため中央闘争委員会開催ができなくなった。このため、三役会議で協議し、「早急に臨時大会を開いて対処方針を決める」との提案で組合員を説得し、事態を收拾した。九月三〇日、あらためて中央闘争委員会を開き、臨時全国大会に提案する「当面する情勢に対する緊急方針」を論議し、激論のすえ採決で決定した。方針はつぎのような内容である。

「臨時国会における政治状況と国労組織の現状を直視し、国鉄『改革』法案の成立が避けられない事態となっている現実のなかで、差別・選別を排除し、すべての国鉄労働者の雇用を確保し、組織の展望をつくり出すために以下の緊急方針を確立する。(1)政府の『改革法案』に対し、社会党案を支持する立場から真の再建をめざす。(2)労働組合所属別の差別・選別を排除し、雇用の確保をはかる。(3)当面する組織戦に勝ち抜き、多数組合としての国労を守り抜く。(4)労使関係の正常化をはかる。(5)雇用安定に関する協約を締結する」。

以上の方針の(4)と(5)が「大胆な妥協」の中身であり、具体的には「不当労働行為についての公労委申請を取り下げることとし、仮処分申請などの訴訟を中止する。点検・摘発行動を中止する」「労使正常化について当局との具体的な協議を開始する。その際、労使共同宣言を締結する意思を明らかにする」という内容であった。

国労第五〇回臨時大会(於、修善寺)は、一〇月九～一〇日に開かれ、「緊急方針」をめぐって論

議がかわされた。方針反対派は「大胆な妥協というが、妥協ではなく、全面武装解除の屈服」路線だと批判し、賛成派は「勝利の展望は閉ざされており、政労交渉で一日も早く労使協議のルールを確立すべきだ」「やむを得ない緊急避難の方針だ」と主張したが、無記名投票の結果、原案に賛成一〇一票、反対一八三票、保留一四票で原案否決となった。この結果、国労はこれまで掲げてきた分割・民営化反対の方針を堅持してゆくこととなった。そして執行部は総辞職し、新執行部を選出した。

かかる事態をむかえた国労旧主流派は、国労を脱退し、労使共同宣言を締結する新組織を結成する動きに出た。八六年一二月多数の新組合が結成された。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
